

告示第146号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗に係る廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月11日

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 尾道ショッピングデパート
所在地 尾道市天満町17番23号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社タカラレーベン 代表取締役社長 島田 和一
住所 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
11,806㎡
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成31年3月1日
- 6 廃止する理由
閉店のため
- 7 届出年月日
平成31年3月1日